

低炭素建築物認定基準の策定の進め方について（案）

1．目的

昨年発生した東日本大震災を契機としてエネルギーの需要が変化し、国民のエネルギー利用や地球温暖化問題に関する意識が高まっている中、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進することが重要な課題である。

このため、都市機能の集約やそれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化等の施策を講じることにより、地域における成功事例を蓄積し、その普及を図ることを目的とした、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が今国会（第 180 回国会）において成立したことから、低炭素建築物新築等計画に係る認定基準を設定する必要がある。

2．検討事項

法第 54 条に規定する、低炭素建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 73 条第 1 項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準

3．検討体制

経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定めるものとされていることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー基準部会 住宅・建築物判断基準小委員会」、「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 省エネルギー判断基準等小委員会」及び「中央環境審議会 地球環境部会 低炭素建築物に関する専門委員会」の合同会議により検討を行う。

4．検討スケジュール（予定）

平成 24 年	9 月 4 日	第 1 回合同会議
	9 月 10 日	第 2 回合同会議
	9 月 19 日	第 3 回合同会議

（～パブリックコメント～）

10 月下旬頃 第 4 回合同会議
（法の施行までに告示の公布）